設計変更理由書

神戸市

工　事　名	東垂水 30 号線歩道設置工事

契約変更後の工事概要

工事延長 L=５７ｍ

土工　１式　擁壁工　１式　排水構造物工　１式　構造物撤去工　１式

舗装工　１式　縁石工　１式　仮設工　１式

設計変更の理由

（１）　当初発生土は、現場内流用を想定していたが土質調査の結果、建設発生土第４ａ種で流用不可となったため残土処分及び埋戻し工（再生砕石）を増工する。

（２）　現地精査の結果、工事範囲内の排水構造物に破損及び老朽化が発見されたため、街渠工約 L=３０ｍを増工する。

（３）　警察及び地元協議の結果、迂回路及び地元出入口等に配置が必要となり交通誘導員を増工する。

（４）　その他工種・数量の増減は、現地精査の結果による。